

# 新潟県特別栽培農産物認証要綱

制定 平成10年8月3日

最終改正 令和7年2月4日

## （目的）

第1 この要綱は、安全・安心な農産物に対する消費者ニーズの高まりに対応するため、本県に適合した特別栽培農産物の基準を定め、当該基準に適合した県産農産物について認証し、当該認証を表示させ、かつ、栽培方法等の情報を消費者に効果的に伝えることにより、県産特別栽培農産物への理解と信頼の確保を図るとともに、県産特別栽培農産物の円滑な流通を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

## （認証の定義）

第2 この要綱において「認証」とは、第6に基づき申請された県産農産物について、第4の基準（以下「認証基準」という。）に適合することを、県が認め証することをいう。

## （認証対象農産物）

第3 認証の対象農産物は、次のとおりとする。

- (1) 新潟県内に居住する者により新潟県内で生産される、米、大豆、野菜、果実及び茶（製茶を含む）。ただし、加工品及び別に定める栽培面積基準未滿のものは除く。
- (2) 認証された玄米を原料として、県内の精米施設でとう精される精米。

## （認証基準）

第4 特別栽培農産物の認証基準は、次のとおりとする。

- (1) 生産者等が、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」（平成4年10月1日付け4食流第3889号総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）第3に定義される
  - ア 栽培責任者及び確認責任者の設置
  - イ 精米を認証対象とする場合は精米責任者及び精米確認者の設置について、適正に行われることが認められること。  
なお、ガイドライン第3に掲げる定義は別表1のとおりである。
- (2) 生産者等が、栽培方法等の情報開示に同意していること。
- (3) 生産された農産物が、次の要件を全て満たしていること。
  - ア 汚泥肥料及び菌体りん酸肥料並びに前掲肥料が原料として配合された普通肥料（別に定める基準を全て満たすものを除く。）を使用して栽培した農産物ではないこと。
  - イ 遺伝子組換え農産物でないこと。
  - ウ 放射線が照射されていないこと。
  - エ 生産された農産物が、ガイドライン第3に規定される「特別栽培農産物」の要件を満たすもの。

ただし、ガイドラインでいう節減対象農薬の使用回数及び化学肥料（窒素成分）の使用量に係る地域慣行の5割以下の基準は、新潟県が定める地域慣行栽培基準の5割以下とする。

オ 第14第4項に該当する農産物でないこと。

(4) 認証を受けようとする者(以下「申請者」という。)が過去3年以内に認証を受けたことがある場合は、第15に定める実績報告が適切に行われていること。

(5) 申請者(申請者が団体の場合にあつては、その構成生産者も含む。)並びに申請に係る栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者が次のアからキのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者

エ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

オ 自己、その属する法人、法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

カ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

キ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(6) その他不相当と認められないものであること。

#### （新潟県特別栽培農産物認証制度運営委員会の設置）

第5 農産園芸課長は、新潟県特別栽培農産物認証制度の運営を適正に進めるため、新潟県特別栽培農産物認証制度運営委員会（以下「県委員会」という。）を設置する。

2 県委員会の組織及び運営等に関し必要な事項は、別に定める。

#### （認証の申請）

第6 申請者は、特別栽培農産物の栽培開始前に栽培計画を作成し、確認責任者による確認を受けた後、別に定める看板を生産ほ場に設置したうえで栽培を開始するものとする。

栽培開始後に確認責任者から生産ほ場の現地調査並びに栽培管理記録及び別に定める県認証栽培管理記録の確認を受け、適正であると判断されたときは、別に定める申請書に必要書類を添えて地域振興局農林振興部長、地域振興局農業振興部長及び地域振興局農林水産振興部長（以下「地域振興局農林振興部長等」という。）に申請することができる。

2 第9第1項により認証された玄米を購入し、それをとう精した精米の認証を受けようとする者(以下「精米申請者」という。)は、別に定めるとう精記録及び出荷記録を作成し、精米確認者による確認を受けなければならない。精米確認者から特別栽培農産物のとう精記録及び出荷記録として適正であると判断されたときは、別に定める申請書に必要書類を添えて地域振興局農林振興部長等に申請することができる。

3 申請は、別表2に定めるとおり、申請者が居住する市町村を所管する地域振興局に提出するものとする。

#### (申請後の変更)

第7 第6により申請をした後、**県認証栽培管理記録**又は**とう精記録**に変更が生じたときは、変更の内容について確認責任者の確認を受けたうえで、地域振興局農林振興部長等に変更した書類を提出しなければならない。

#### (現地調査)

第8 地域振興局農林振興部長等は、申請者を対象に必要な応じて現地調査を行い、特別栽培農産物の適正な生産及び表示のため、助言及び指導を行うことができるものとする。

#### (認証の決定)

第9 地域振興局農林振興部長等は、第6の申請**及び**第7の申請後の変更内容が認証基準に適合すると認めるときは、当該農産物を認証し、申請者にその旨を通知するとともに、別に定める認証マークの使用を許可する旨を通知する。

2 地域振興局農林振興部長等は、第6の申請**及び**第7の申請後の変更内容が認証基準に適合しないと認めるときは、理由を付して農産物を認証しない旨を、申請者に通知する。

#### (認証後の変更)

第10 第9により認証の通知を受けた者(以下「認証者」という。)は、申請内容に即した栽培、出荷管理及びとう精管理を適正に実施しなければならない。

やむを得ず申請内容に変更が生じたときは、変更の内容について確認責任者の確認を受けたうえで、地域振興局農林振興部長等の承認を得るものとする。

#### (収穫終了後の確認)

第11 第6第1項の申請による認証者は、収穫終了後速やかに、栽培管理記録及び県認証栽培管理記録を確認責任者に提出し、内容が適正であることの確認を受けなければならない。

なお、県認証栽培管理記録の内容が申請内容と異なる場合は、速やかに第10により承認を得なければならない。

#### (認証の表示等)

第12 認証者は、認証された農産物(以下「認証農産物」という。)に、認証の表示をしなければならない。

2 認証の表示は、表示票及び認証マークによるものとし、マークの規格及び表示方法は別に定めるものとする。

3 全ての認証農産物には、表示票による表示を行わなければならない。

4 不特定多数の消費者に販売する場合は、認証マークによる表示をしなければならない。ただし、販売先が特定される場合については、この限りでない。

5 表示票及び認証マークは、認証農産物以外に表示してはならない。

#### (認証後の立入調査)

第13 地域振興局農林振興部長等が必要と認めるときは、認証者に対して認証に係る報告を求め、又は認証者の了解を得て、その職員に生産施設等に立ち入り、認証に係る書類その他の物件を調査させることができるものとする。

#### (認証の取消し)

第14 地域振興局農林振興部長等は、認証農産物について、認証が不相当であると認めたときは認証を取り消し、認証者にその旨を通知し、併せて表示票による表示と認証マークの使用中止を命ずるものとする。

2 認証の不相当とは、次の場合をいう。

- (1) 認証農産物が認証基準を満たさないことが判明したとき。
- (2) 認証マークの使用許可を受けた者が認証マークを不正に使用したとき。
- (3) 第15に定める、前年の実績報告を怠ったとき。
- (4) 意図的に制度の規定を遵守しないとき。
- (5) その他、地域振興局農林振興部長等が不相当と認めたとき。

3 第1項の通知を受けた者は、当該認証農産物の回収に努めなければならない。

4 地域振興局農林振興部長等は、第1項により認証を取り消したときは、認証者に過失がないと認められる場合を除いて、取消しの翌年から起算して3年間は、当該認証者からの申請に係る農産物を認証しないものとする。

#### (実績報告)

第15 認証者は、認証された年の翌年末までに別に定める報告書により地域振興局農林振興部長等へ実績を報告しなければならない。

#### (電子申請)

第16 申請者及び認証者（以下「認証者等」という。）は、第6の規定による認証の申請、第10の規定による認証後の変更承認申請、第15の規定による実績報告（以下「認証申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、新潟県電子申請システム（以下「申請システム」という。）を使用する方法により行うことができる。

2 認証者等は、前項の規定により認証申請等を行う場合は、本要綱の様式の定めにかかわらず、申請システムにより提供する様式によるものとする。

3 地域振興局農林振興部長等は、第1項の規定により認証申請等が行われた認証者等に対する通知、承認、指示、命令については、認証者等が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、申請システムを使用する方法により行うことができる。

4 認証者等が第2項の規定により申請システムを使用する方法により認証申請等を行う場合は、申請システムのサービス提供者が別に定める申請システムの利用に係る規約に従わなければならない。

### (残留農薬の分析)

第17 農産園芸課長及び地域振興局農林振興部長等は、認証制度の適正な運営を図るため、必要に応じて認証農産物等の残留農薬の分析調査を行うものとし、分析結果については県委員会に報告するものとする。

2 前項の分析結果については、認証者への指導等に活用するものとする。

### (情報の公開)

第18 農産園芸課長及び地域振興局農林振興部長等は認証に係る情報について、別表3に定める内容をインターネット等により消費者等に公開するものとする。また、消費者等からの公開請求があったときは、申請書、実績報告書等の認証に係る全ての情報について、公開するものとする。

### (事務局)

第19 この要綱に定める認証制度の運営事務局は、県農林水産部農産園芸課に置く。

### (その他)

第20 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

1 この要綱は、令和7年2月4日から施行する。

2 この要綱の施行前に認証済みの農産物については、なお従前の例による。

別表1 ガイドライン第3に掲げる栽培責任者、確認責任者、精米責任者及び精米確認者の定義

用語	定義
栽培責任者	ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者をいう。
確認責任者	栽培の管理方法を調査し、管理等に係る記録内容を確認する者であって、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行うものをいう。
精米責任者	原料である玄米をとう精等する者をいう。
精米確認者	とう精の実績等を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者によるとう精等について必要に応じ指導を行うものをいう。

別表 2 認証の申請先一覧

申請者が居住する市町村	申請窓口	認証機関
村上市、関川村、栗島浦村、 新発田市、阿賀野市、 胎内市、聖籠町	村上地域振興局 農林振興部 又は 新発田地域振興局 農業振興部	新発田地域振興局 農業振興部
新潟市、五泉市、阿賀町	新潟地域振興局 農林振興部 又は 新潟地域振興局 巻農業振興部	新潟地域振興局 農林振興部
三条市、加茂市、燕市、 田上町、弥彦村	三条地域振興局 農業振興部	三条地域振興局 農業振興部
長岡市、小千谷市、見附市、 出雲崎町、柏崎市、刈羽村	長岡地域振興局 農林振興部 又は 柏崎地域振興局 農業振興部	長岡地域振興局 農林振興部
魚沼市、南魚沼市、湯沢町、 十日町市、津南町	魚沼地域振興局 農業振興部 又は 南魚沼地域振興局 農林振興部 又は 十日町地域振興局 農業振興部	南魚沼地域振興局 農林振興部
上越市、妙高市、糸魚川市	上越地域振興局 農林振興部 又は 糸魚川地域振興局 農林振興部	上越地域振興局 農林振興部
佐渡市	佐渡地域振興局 農林水産振興部	佐渡地域振興局 農林水産振興部

別表 3 認証に係る情報のうち公開する内容

項目	内容
① 申請者（認証者）	氏名
② 生産者	氏名
③ 栽培責任者	氏名
④ 確認責任者	氏名
⑤ 農産物名、面積	農産物名（品種・作型）、栽培面積
⑥ 作業記録	
⑦ 化学肥料（化学合成由来の窒素成分を含むもの）の使用状況	肥料名（商品名）、使用時期、使用量、化学合成由来窒素量
⑧ 農薬の使用状況	農薬名（成分名）、使用目的、使用時期、節減対象農薬使用回数（成分）